

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	700030
特例要望事項	酒類の製造免許要件の緩和(数量制限の撤廃又は引き下げ)
意見提出者名	北海道
意見の要点	農業者が生産した農産物を用いて、農業者が自ら酒類を製造することは、希少性が高く、他地域との差別化が図られることから、既存製造者に酒類製造を委託するのではなく、特区においてファームレストランや農家民宿で農業者が生産した農産物を用いた酒類を製造し、提供することができないか再度検討願いたい。
意見に対する回答	農家民宿等を経営する農業者が、自ら生産した農産物を主原料として、いわゆる「どぶろく」(濁酒)を製造する場合には、酒類製造免許の最低製造数量基準の特例を設ける。(清酒、果実酒、しょうちゅうなど、「どぶろく」(濁酒)以外の酒類については、当該特区内の農産物を集約し、既存製造者に製造を委託すれば、現行法上、特に制約はない。)
担当省庁名	財務省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	700040
特例要望事項	酒類の製造免許の要件の緩和(数量制限の撤廃又は引き下げ)
意見提出者名	岩手県
意見の要点	<p>酒類提供は農家等が宿泊に付随して提供するサービスであり、その製造自体を主業とすることは想定しておらず、コストの問題は論点ではない。なぜ、個々の農家等が製造の主体になりえないのか、採算性の観点以外からの明確な理由について解答を求めたい。</p> <p>製品の品質確保について、特区実施主体(岩手県)が食品衛生法に準ずる代替措置を講ずることとされており、この点をもって「酒税の保全上の観点から」不可とすることは、理由にならないのではないか。</p>
意見に対する回答	<p>農家民宿等を経営する農業者が、自ら生産した農産物を主原料として、いわゆる「どぶろく」(濁酒)を製造する場合には、酒類製造免許の最低製造数量基準の特例を設ける。(清酒、果実酒、しょうちゅうなど、「どぶろく」(濁酒)以外の酒類については、当該特区内の農産物を集約し、既存製造者に製造を委託すれば、現行法上、特に制約はない。)</p> <p>製品の品質、とりわけ安全性については、食品衛生法に基づき都道府県において、適切かつ確実に必要な措置を講じていただけるものと考えている。</p>
担当省庁名	財務省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	700050
特例要望事項	酒類の製造免許の要件の緩和(特例税率の新設)
意見提出者名	岩手県
意見の要点	<p>清酒についてはアルコール度数1%ごとに詳細な税率が定められており、一般農家等では、管理が不可能である。農家の自家製造酒においては、一律の税率とする。</p> <p>税率を「最低水準で一本化」とする趣旨は、想定される製造量、製造法を勘案しての提案内容である。</p>
意見に対する回答	<p>要望は、特例税率の新設を提案するものであり、意見にもあるように「最低水準で一本化」を求めるものであるが、税率を最低水準で一本化すれば、現行の税率を適用し算出した税額より、低い負担となることとなり、減免措置に該当する。</p> <p>意見では、「一般農家等では、管理が不可能」としているが、制度施行後は、アルコール度数の測定方法も含め、税務上必要な事務手続について、適切に対応していただけるよう、説明会の開催や指導を行うことにより、対処することといたしたい。</p>
担当省庁名	財務省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	700060 700070
特例要望事項	酒類の製造免許の要件の緩和(申告納税の簡素化・記帳義務の簡素化)
意見提出者名	岩手県
意見の要点	<p>酒類の製造者にはその製造、在庫、移出等の状況についての報告及び納税が毎月必要だが、一般農家等では対応できない。年1回の申告納税とする。</p> <p>酒類の製造においては、原材料仕入れから製造、製品移出まで詳細な記帳管理が必要であり、一般農家等では対応できない。農家の自家製造酒においては、消費又は販売の時点での数量把握のみとする。</p>
意見に対する回答	<p>酒税の申告・納税を毎月としているのは、酒税が消費者からの預り金的性格を有しており、できるだけ速やかに国庫に収納する必要があることによるものであり、全ての酒類製造者に対し、例外なく毎月申告・納税を求めているところ。したがって、酒類を製造・販売する以上、農家であっても特例を設けることは不適當。</p> <p>酒税は申告納税制度を採用しており、適正な納税申告を行うためには、製造、貯蔵、移出の各段階を通じた記帳が必要不可欠。酒税法では、例外なく全ての酒類製造者にこの義務を課しているところであり、酒類を製造・販売する以上、酒税の適正かつ確実な課税の観点から、農家であっても、最低限の記帳を行っていただくことが大前提。</p> <p>なお、制度施行後は、申告や記帳など、税務上必要な事務手続について、適切に対応していただけるよう、説明会の開催や指導を行うことにより、対処することといたしたい。</p>
担当省庁名	財務省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	700080
特例要望事項	酒類の製造免許の要件の緩和(数量制限の撤廃又は引き下げ)
意見提出者名	長崎県
意見の要点	酒類製造免許所得のためには1年間の一定数量の製造見込が必要であり、農家民宿等で提供するような少量の”地酒”の製造ができない。 農家自身が酒類を製造できるようにすること。
意見に対する回答	農家民宿等を経営する農業者が、自ら生産した農産物を主原料として、いわゆる「どぶろく」(濁酒)を製造する場合には、酒類製造免許の最低製造数量基準の特例を設ける。(清酒、果実酒、しょうちゅうなど、「どぶろく」(濁酒)以外の酒類については、当該特区内の農産物を集約し、既存製造者に製造を委託すれば、現行法上、特に制約はない。)
担当省庁名	財務省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	700090
特例要望事項	酒類の製造免許の要件の緩和(数量制限の撤廃又は引き下げ)
意見提出者名	遠野市
意見の要点	<p>農家が自ら栽培した作物を用いて酒類を製造し、農家民宿での宿泊客におもてなしができるようにすることで、交流の拡大を図るため、酒類の製造免許の適用除外を求める。(酒類の製造免許を取得するためには、酒税法に規定する数量制限があり、少量製造することができない。)</p> <p>酒税法の特例措置を特区として対応するためには、少量生産部分にあたる徴税事務を市町村に委ねることも視野に入れて提案するものである。</p>
意見に対する回答	<p>農家民宿等を経営する農業者が、自ら生産した農産物を主原料として、いわゆる「どぶろく」(濁酒)を製造する場合には、酒類製造免許の最低製造数量基準の特例を設ける。(清酒、果実酒、しょうちゅうなど、「どぶろく」(濁酒)以外の酒類については、当該特区内の農産物を集約し、既存製造者に製造を委託すれば、現行法上、特に制約はない。)</p>
担当省庁名	財務省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	700140
特例要望事項	酒類の製造免許の要件の緩和(数量制限の撤廃又は引き下げ)
意見提出者名	長野県
意見の要点	<p>製造最低数量の規制緩和を強く求める。</p> <p>少量製造の場合は、酒造免許を取得しなくて良いか又は届出のみにしたい。</p> <p>なお、「民宿やレストランが、宿泊客に対して酒類を提供する場合は、免許不要」との回答は、宿泊者向けのワイン製造に限れば、免許不要と解してよいか。</p>
意見に対する回答	<p>農家民宿等を経営する農業者が、自ら生産した農産物を主原料として、いわゆる「どぶろく」(濁酒)を製造する場合には、酒類製造免許の最低製造数量基準の特例を設ける。(清酒、果実酒、しょうちゅうなど、「どぶろく」(濁酒)以外の酒類については、当該特区内の農産物を集約し、既存製造者に製造を委託すれば、現行法上、特に制約はない。)</p> <p>酒税法においては、酒税の保全の観点から、酒類の製造者として、同法に定める要件を満たさない者には免許を与えないことができることとされているが、今後とも酒税の保全を図る観点から、免許制の下で、一定の要件を満たす者に限って免許を与えることが必要と考えている。</p> <p>宿泊施設やレストラン内など酒類をもっぱら自己の営業場において飲用に供する業については、現行制度においても酒類販売業免許を受ける必要はないが、酒類を自ら製造して、宿泊者等に提供する場合には、製造免許が必要。</p>
担当省庁名	財務省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	700190
特例要望事項	総合保税地域で使用・消費される輸入燃料等の関税の免除
意見提出者名	北九州市、福岡県
意見の要点	貴省回答では、税の減免要望であるため、規制の特例措置の対象外と のことであるが、特定の地域内に限り輸入物品の域内での使用・消費に ついて関税等を免除することにより、保税制度を活用する企業の競争力 を強化する必要があるため、再検討を要望する。
意見に対する 回答	「構造改革特区推進のための基本方針」においては、「従来型の財政措 置を講じない」ことが明記されている。
担当省庁名	財務省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	700200
特例要望事項	保税地域許可手数料の見直し
意見提出者名	福岡県、北九州市、神戸市
意見の要点	保税制度を活用して事業を行う企業にとって、許可手数料は一種の規制であると考えられ、物流業者等の負担となっている。保税地域許可手数料の廃止又は減額について、再度検討願いたい。
意見に対する回答	保税地域に伴う費用の負担を、税としてすべての国民に求めるか、受益者たる被許可者に求めるかの観点からみて、被許可者の負担軽減のためだけに、手数料ではなく、税としてすべての国民に負担を求めることは適当でないと考えられる。手数料をとらないということは、保税地域に伴う費用に、国民の税金を充てるということになる。
担当省庁名	財務省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	700250
特例要望事項	港頭地区で積み込まれた貨物のコンテナ扱いの適用
意見提出者名	神戸市
意見の要点	<p>港頭地区でのコンテナ扱いについて、平成15年度中を目処に全国で実施となっている。</p> <p>海上輸出貨物の予備審査制度の導入に併せ実施されると聞かすが、コンプライアンスの確保の要件については、必要最小限としていただきたい。</p>
意見に対する回答	<p>コンテナに貨物を詰めそのまま税関に輸出しようとする場合は、港頭地区以外の場所でコンテナに詰められたものとされているが、平成15年度を目途に、海上輸出貨物の予備審査制の導入に併せ、港頭地区で積み込まれる貨物に係るコンテナ扱いを認めることとする。</p> <p>ただし、貨物の荷抜け、すり替えを防止し、武器、有害廃棄物又は盗難自動車等の不正輸出を取り締まる観点から、コンテナ扱いの適用可否については一定の要件を設ける必要があるが、その要件については適切に対処してまいりたい。</p>
担当省庁名	財務省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	700260
特例要望事項	外国貨物の蔵入承認を受けずに蔵置できる期間の延長
意見提出者名	神奈川県、千葉県
意見の要点	SCMシステムなどの新たな物流形態に対応した物流拠点を形成するためには、蔵入承認手続を必要とせずに期間延長を可能とするよう手続の簡素化が必要である。
意見に対する回答	<p>蔵入承認手続は、既に回答したとおり、保税地域に長期に蔵置されることとなる外国貨物について、国民の安全等を確保するために定められた各種法令による輸入規制（例えば、動植物検疫、医薬品、火薬類、高圧ガス等に係る輸入規制）に関して必要な許可・承認等を取得しているかを確認するなど、外国貨物の適正な管理を確保するために不可欠な手続であると考えている。</p> <p>また、近年、経済の国際化に伴い輸入許可件数は大きく伸びているにもかかわらず、SCMに伴いリードタイムの短縮が進展しているため、蔵入承認手続は減少傾向にある。</p> <p>手続の面については、上記の税関行政上の必要から、どうしてもお願いしないといけないものを除き、できる限り手続を簡素化し事務量を軽減するように努めているところ。</p>
担当省庁名	財務省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	700280
特例要望事項	税関区域を越えたクロス申告の実施
意見提出者名	千葉県
意見の要点	<p>通関業者は税関の検査があり得ることを想定した上でクロス申告を行うものであり、検査への立会いを前提とした合理的な距離において申告が行われるものと考えられる。また、東京税関管内で実施されているクロス申告について、検査に問題が生じているとは聞いていない。</p> <p>税関区域を越えたクロス申告は、輸出入を効率的に行うために実施するものであり、通関業の許可を管轄外の税関が行おうとするものではない。また、通関業者の業務実態の把握に当たっては、税関の管轄内だけの情報把握にとどまらず、関係税関間で情報を共有化すべき。</p> <p>税関区域を越えたクロス申告が直ちに実施できない場合には、第1段階として東京税関以外の税関においても同一税関管轄内でのクロス申告を実施すべき。</p>
意見に対する回答	<p>1. 及び について</p> <p>東京税関管内で行われているクロス申告は、通関業者の事務効率化等の観点から、通関業者が税関の審査・検査に支障がないよう必要な体制を採った上で、実施しているものである。</p> <p>なお、通関業法は、その適正な実施が確保されているとの前提の下で、同一税関管内におけるクロス申告自体については制限をしていない。</p> <p>2. について</p> <p>複数の税関から許可を受けている通関業者に関する情報は、当該複数税関間で共有化が図られているなど、現状においても通関業者の業務実態については関係税関が把握している。しかしながら、通関業者の指導・監督については、各地区によって通関業者の業務の内容、経営の規模等にそれぞれ特色が見られるため、実情を把握できる立場にある各税関単位で行うことが効率的であることから、貨物の蔵置場所を管轄する税関長から通関業の許可を受けていない通関業者が、当該税関長へ申告することは原則認められない。</p>
担当省庁名	財務省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	700290
特例要望事項	通関業務の時間外手数料である臨時開庁手数料の廃止
意見提出者名	千葉県
意見の要点	<p>物流企業の国際競争力を確保するためには、コストの低減とリードタイムの短縮を図ることが重要であり、そのためにも、通関手続の24時間サービスを原則とすべきと考える。</p> <p>この観点から考慮すれば、成田空港における時間外の臨時開庁の手続き自体が廃止される方向が望ましい。</p>
意見に対する回答	<ol style="list-style-type: none">1. これまで、受益者負担の考え方に立ち、税関の臨時開庁申請に所要の手数料を求めてきたところであるが、これについては、先般、地方自治体等から寄せられた特区での規制の特例措置に係る一次提案の中で、その軽減あるいは免除が共に多数要望されていたものと承知している。2. これらを踏まえ、今般、特区法に關税法の特例規定を設け、特区において税関の臨時開庁手数料を2分の1に軽減することを通じて、特区における地方公共団体の自発的な規制改革や、民間事業者による国際物流の効率化に向けた取組みを促すことにより、我が国貿易の振興を図ることとしている。3. 財務省は、今後、通関体制の整備を積極的に進めていくことを踏まえ、臨時開庁手数料のあり方を見直していく方針であるが、昨年10月より実施している税関の執務時間外における通関体制の試行の結果や、特区における施策の実施状況も未だ明らかとなっていない現段階で、特区における臨時開庁手数料を直ちに免除とすることや当該手続き自体を廃止することは適切ではないものと考えている。
担当省庁名	財務省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	700310
特例要望事項	保税蔵置場の許可基準の緩和
意見提出者名	山形県
意見の要点	一定の範囲(25km)外の施設について、弾力的に許可できる「各種の事情」の解釈を具体的に明示していただきたい。
意見に対する回答	<p>所在地を管轄する税関官署からの一定距離(25km)内という目安は、貨物検査等の税関業務を執行する上で効率性を確保する観点から、必要であると考えているが、国際物流の増進を図る特区において、その潜在力を考慮して、その距離を延長することについては前向きに検討したい。</p> <p>なお、現行において弾力的に許可を行う基準については、関税法基本通達43-1(2)口において明確化している。</p>
担当省庁名	財務省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	700330
特例要望事項	総合保税地域の許可要件(一団の土地等)の緩和
意見提出者名	横浜市港湾局
意見の要点	「いずれか一の者が、当該総合保税地域全体の管理・運営状況等を常に把握できると認められる場合」とは、具体的にどのような場合か教示願いたい。
意見に対する回答	総合保税地域の許可申請者が総合保税地域の許可要件の具備状況及び保税地域全体の管理・運営状況を常に把握できるようにするため、例えば、個々の貨物管理者が許可申請者による指導監督を受けることのほか、個々の貨物管理者が事業を変更する場合又は税関への届出が必要な事由が発生した場合に、個々の貨物管理者が許可申請者に対して必要な協議又は通報を行う必要がある。(詳細については、関税法基本通達 62 の 8 - 3 を参照)
担当省庁名	財務省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	700340
特例要望事項	指定保税地域内における税関長の許可対象行為の見直し
意見提出者名	横浜市港湾局
意見の要点	施設単位ではなく指定保税地域全体において保税工場並みの機能を実現できるよう再度検討願いたい。
意見に対する回答	<p>指定保税地域は、地方公共団体等が所有又は管理する土地又は施設で、開港等における税関手続の簡易かつ迅速な処理を図るため、外国貨物の積卸し、運搬、一時蔵置ができる場所として財務大臣が指定したものである。</p> <p>外国貨物の加工・製造を行うことができる保税地域としては保税工場という制度があり、保税工場の許可は指定保税地域に指定されている場所であっても可能である。</p> <p>更に、加工・製造のほか、長期蔵置及び展示も含めて、外国貨物についての総合的な機能を有する保税地域として総合保税地域という制度も設けている。</p> <p>従って、外国貨物について行おうとする行為・目的に応じて、これらの保税地域の種類を選択し有効活用していただければ、指定保税地域の上においても加工・製造は可能である。</p>
担当省庁名	財務省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	700350
特例要望事項	指定保税地域内での外国貨物蔵置期間の延長等
意見提出者名	横浜市港湾局
意見の要点	<p>指定保税地域内における蔵置期間については保税工場並みに、輸入流通加工機能の一層の集積を目指す地域として相応しい期間や手続きとなるよう再度検討願いたい。</p>
意見に対する回答	<p>指定保税地域は、地方公共団体等が所有又は管理する土地又は施設で、開港等における税関手続の簡易かつ迅速な処理を図るため、外国貨物の積卸し、運搬、一時蔵置ができる場所として財務大臣が指定したものである。</p> <p>外国貨物の長期蔵置を行うことができる保税地域としては保税蔵置場という制度があり、保税蔵置場の許可は指定保税地域に指定されている場所であっても可能である。</p> <p>更に、長期蔵置のほか、加工・製造及び展示も含めて、外国貨物についての総合的な機能を有する保税地域として総合保税地域という制度も設けている。</p> <p>従って、外国貨物について行おうとする行為・目的に応じて、これらの保税地域の種類を選択し有効活用していただければ、指定保税地域の上においても長期蔵置は可能である。</p>
担当省庁名	財務省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	700360
特例要望事項	指定保税地域内に搬入できる貨物の種類の見直し
意見提出者名	横浜市港湾局
意見の要点	指定保税地域内に内国貨物を搬入する場合の事前手続が省略できないか再度検討願いたい。
意見に対する回答	<p>指定保税地域は、地方公共団体等が所有又は管理する土地又は施設で、開港等における税関手続の簡易かつ迅速な処理を図るため、外国貨物の積卸し、運搬、一時蔵置ができる場所として財務大臣が指定したものである。</p> <p>従って、指定保税地域で取り扱われる貨物は通常外国貨物及び輸出しようとする貨物が中心となるが、指定保税地域の本来の機能に支障がない限り、内国貨物の搬入を制限していることはない。</p> <p>また、内国貨物を搬入する場合の事前手続を要しないこととする方向で検討している。</p>
担当省庁名	財務省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	700410
特例要望事項	総合保税地域の許可要件の緩和(包括地域指定の緩和)
意見提出者名	長野県
意見の要点	将来建設されるであろう施設を含めた地域を総合保税地域として許可すべきとの提案であり、許可可能な一定の地域の要件を明らかにされたい。
意見に対する回答	<p>一定の地域に倉庫、工場などが点在する場合であっても、これらの機能・設備内容から判断して、これらの施設が相互補完的に関連して利用され、かつ税関の取締り上支障はないと認められるものについては、これらの施設を全て総合保税地域の対象とすることが可能である。</p> <p>なお、総合保税地域は、一団の土地及び施設において、外国貨物の積卸し、運搬、蔵置、加工・製造、展示等を総合的に取り扱うことができる場所であり、許可の時点では、現に土地及び施設が整備されている必要があり、将来建設されるであろう施設を含めて許可することはできないが、計画の段階から税関として相談・指導に応じることとしている。</p>
担当省庁名	財務省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	700420
特例要望事項	自治体発行の地域通貨の紙幣類似証券取締法の適用対象からの除外
意見提出者名	北海道留辺蘂町
意見の要点	<p>留辺蘂町地域通貨は町内でのみ流通することから、「何処でも、誰でも、何にでも」とする通貨の定義には当てはまらなないと考えているが、これに対して財務省はどのように考えているか。</p> <p>自治体が地域通貨の認定を受けるための5条件(大規模かつオープンな仕組みにしないこと、リスク負担の明確化、脱税の手口にしない、円とは異なる通貨の単位を用いる、地域通貨発行の条例化)を提案したが、これについて財務省の見解如何。</p> <p>「地域通貨がデフレ経済克服に有効」とする経済学者の見解を財務省は支持するか。</p> <p>財務省担当官からあった電話の内容については、財務省としての見解か。デフレ経済克服のために地域通貨が有効な政策か否か、財務省自身の実証する義務があるのではないか。または、特区として提案した自治体の実証させるべきではないか。</p> <p>「地域振興券」についての経済効果の評価如何。またこれにより国の通貨政策が混乱した事実はあったか。</p> <p>地域通貨条例の制定・流通により町が刑事上の罪に問われることがあるか。</p>
意見に対する回答	<p>貴町の提案書等で明らかになっている限りでは、貴町は現在発行している商品券の登録事業者間での複数回流通を考えておられるものと認識しています。</p> <p>貴町提案の地域通貨(地域商品券)に関しては、経済効果ではなく、紙幣類似の作用があるかどうかという観点で、紙幣類似証券取締法の適用関係について判断しますと、</p> <p>転々流通するのは登録事業者間であること、</p> <p>換金は登録事業者が指定金融機関で行うものであること、</p> <p>から、紙幣類似証券取締法上問題になることはありません。</p> <p>ただし、貴町が本件地域商品券の仕組みを見直し、登録事業者間以外の転々流通を認め、あるいは、指定金融機関以外で換金できることになれば、同法の取締り対象である「紙幣類似の作用をなす」可能性があります。</p>
担当省庁名	財務省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	700430
特例要望事項	返還財産の地方公共団体への管理委託期間の弾力化
意見提出者名	埼玉県朝霞市
意見の要点	<p>普通財産は原則として処分することを前提としているため、長期間にわたり処分が不可能となる管理委託を行うことは適当でないという回答をいただいたが、管理委託の期間を10年程度とし、期間の制限を緩和することにより、有効活用を図りたい。</p>
意見に対する回答	<p>在日米軍から返還された財務省所管普通財産については、国有財産中央審議会答申に基づいて処理方針を定めている。</p> <p>当該土地については、地方公共団体の利用計画の策定及び都市計画の見直しを受けて処分することとしており、こうした条件が整わない状況で長期に管理委託等を行うことは適当ではないと考えている。</p> <p>こうした点を踏まえ、地方公共団体による利用計画の策定及び都市計画の見直し等を条件とした管理委託可能期間の延長の是非を検討課題とし、財政制度等審議会国有財産分科会に諮ることとしており、平成15年中に結論を得る予定である。</p>
担当省庁名	財務省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	700490
特例要望事項	特定国有財産整備特別会計に属する国有財産の貸付け及び随意契約による買受け
意見提出者名	財団法人パブリックヘルスリサーチセンター
意見の要点	旧国立公衆衛生院の土地、建物について、行政財産の用途を廃止し、特定国有財産整備特別会計への所管換後も一定期間貸付けが受けられるよう再検討依頼。
意見に対する回答	<p>国立公衆衛生院の新庁舎の整備は、旧施設を財源として、借入金によって実施していることから、移転後は速やかに財務省(特定国有財産整備特別会計)において売却を行い、借入金を返済する必要があることから、貸付けを行うことはできない。</p> <p>しかし、売却に支障のない範囲内において、資材置き場等の暫定的な一時貸付けをすることは可能であり、具体的には、会計法上、随意契約によって売払いすることができる場合に該当し、かつ、資金計画等から早期の買受けが確実と見込まれるときには、買受け手続き期間中について一時貸付けを行うことができるので、別途相談されたい。</p>
担当省庁名	財務省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	700570
特例要望事項	沖縄型特定免税店の出店の容認
意見提出者名	三沢市
意見の要点	<p>三沢市は、米軍・航空自衛隊・民間航空が共同で使用する日本唯一の基地がある街であり、当該基地は行政面積の約5分の1を占めており、基地関連施策が行政運営上の大きな課題となっている。</p> <p>制度の現状の部分に「(沖縄の特殊事情を勘案して特別に認められたもの)」との記載があるが、こうした三沢市の地域事情は沖縄県と同様と考えており、この見解についての認識を伺いたい。</p>
意見に対する回答	<p>「構造改革特区推進のための基本方針」においては、「従来型の財政措置を講じない」ことが明記されている。</p>
担当省庁名	財務省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	700620
特例要望事項	特区内で生産されるワインに関する酒税の非課税措置 特区内で製造販売されるワインに関して地方税の新設
意見提出者名	丹波町
意見の要点	当町は酒税の非課税を要望しているが、地方分権の精神に基づき、地方税の新設を求めていることから明らかなように、課税権を町に移行させることを提案しているのであって、「従来型の財政措置」を求めているものではない。
意見に対する回答	要望は、財源の地方への移譲についてのものであり、国庫の観点から従来型の財政措置であると考えられる。 なお、意見の中で、「地方分権の精神に基づき地方税の新設を求め、課税権の移行を提案している」としているが、そもそも、国・地方の課税権のあり方については、規制改革の問題として取り扱うべきものではない。
担当省庁名	財務省

(様式) 第二次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	700630
特例要望事項	特区内で製造販売されるワインに関する消費税の非課税措置
意見提出者名	丹波町
意見の要点	特区内で製造販売されるワインに関する消費税の非課税措置とする。
意見に対する回答	<p><u>要望は財政措置そのものであり、検討要望事項の対象とならない。</u></p> <p>(理由)</p> <p>消費税は、国内における消費一般に広く負担を求める間接税であることから、その非課税範囲は、土地取引や金融取引などのように、消費に負担を求める税の性格上、課税することが馴染まない分野や、医療、福祉、教育など政策的配慮が特に必要な分野に限定されている。</p> <p>食料品等の生活必需品も含め消費一般に広く負担を求める税の性格から考えれば、アルコール飲料(し好品)を非課税とすることに国民の理解は得られないものとする。</p> <p>また、仮に、このような特例措置を設ければ、同様の措置が他の財貨・サービスにも波及することは必至であり、<u>「課税ベースの広い消費課税」としての消費税の役割が著しく損なわれることとなる。</u></p> <p>(注) 特定の地域における特例措置の創設は、</p> <ul style="list-style-type: none">・ その地域と隣接する地域の事業者との間の競争条件を歪めるとともに、・ その地域を利用できる者と利用できない者との間に税負担差を生じさせる、 <p>など、税制における公平性・中立性を著しく阻害することとなる。</p>
担当省庁名	財務省

(様式) 第二次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	700690(700700も同様)
特例要望事項	輸出物品販売業者が居住者に対しても消費税を免除できるよう緩和
意見提出者名	ティーシー通商(株)
意見の要点	消費税の輸出物品販売場を非居住者だけでなく居住者に対しても免税で販売できる仕組みとする。
意見に対する回答	<p>要望は財政措置に係る要望であり、検討要望事項の対象とならない。また、要望は、消費税の性格及びその仕組みからも採り得ないものである。</p> <p>(理由)</p> <p>消費税は、国内における消費一般に負担を求める間接税として「消費地課税主義」の原則が採られており、国外に輸出される物品については消費税を課さない(免税とすることとされている。これは、消費税(付加価値税)採用国共通の国際的ルールである。</p> <p>意見提出者が挙げている『輸出物品販売場』は、非居住者が国内で購入した物品を日本国外へ持ち帰る(輸出すること)を前提に、先述の消費地課税主義の観点から行われる輸出免税制度の一つであって、「非居住者にメリットを与えている。」という制度ではない。したがって、本制度の対象を拡大し居住者を対象とすることは、制度の趣旨から採り得ない。</p> <p>また、特定の地域のみで提供される財貨について特例措置を設けることについては、国内における消費一般に広く公平に負担を求める消費税の性格を踏まえれば、</p> <ul style="list-style-type: none">・ その地域と隣接する地域の事業者との間の競争条件を歪めるとともに、・ その地域を利用できる者と利用できない者との間に税負担差を生じさせる、 <p>など、税制における公平性・中立性を著しく阻害することから適当でない。</p>
担当省庁名	財務省

(様式) 第二次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	700720
特例要望事項	人口衛星に関する輸入消費税の免除
意見提出者名	宇宙開発事業団
意見の要点	人口衛星等を輸入する際に課される消費税を免除する(最終的に還付されていることから、輸入時に消費税を課す必要はない。)
意見に対する回答	<p>以下の理由から要望は財政措置に該当するため、検討要望項目の対象とならない。また、要望を認めれば、適正な課税が図れないばかりでなく、国内における全ての事業者間取引について消費税を課すことができなくなり、消費税制度が成り立たなくなることから採り得ないものである。</p> <p>(理由)</p> <p>消費税は、取引の各段階で売上げに課税するとともに、税の累積を排除するため、「売上げに係る税」から「仕入れ等に係る税(国内での仕入れに課された税及び輸入時に課された税)」を控除し、その差引額を納付する仕組みをとっている(控除額が売上げに係る税額を上回る場合には控除不足額として還付が行われる。)</p> <p>しかし、「仕入れ等に係る税」の全てが控除されるわけではなく、原則として、その事業者の課税売上げを生むために必要な「仕入れ等に係る税」のみが控除対象とされることから、輸入時に適正な税負担を求めなければ、課税の公平が図れないこととなる。</p> <p>また、意見提出者が主張する「最終的には還付されるのであるから、最初から課税しない」との考え方は、輸入時の課税問題に限らず、国内における事業者間取引も仕入税額控除を通じて控除、あるいは還付されることから同様である。したがって、要望を認めることは、事業者間取引には課税しないということの意味し、多段階累積排除方式を採る消費税(付加価値税)制度は成り立たなくなる(最終消費者との取引だけ課税すると同義。)</p>
担当省庁名	財務省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	700860
特例要望事項	税理士の業務範囲の拡大
意見提出者名	(株)東京リーガルマインド
意見の要点	弁護士以外の法律専門職種である税理士についても、法律相談業務を認める。
意見に対する回答	従前の回答のとおりである。
担当省庁名	財務省 国税庁

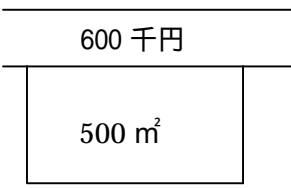
(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	700940
特例要望事項	特定公益増進法人の認定基準の緩和
意見提出者名	福岡県
意見の要点	<p>産学官連携のもとロボット研究開発を推進させるため、企業の寄附金の損金算入を可能にすべく推進母体である特定公益増進法人についての認定基準を引き下げる。</p> <p>ロボットの研究開発等を推進している財団法人は、その事業項目が多岐にわたることや管理運営に係る事業費の総事業費に占める割合が高いことから、「主たる目的に係る事業費の70%以上」の認定基準をクリアすることができない。</p> <p>今回の提案は、「特定公益増進法人の認定基準の緩和」という「認定基準」という規制そのものに焦点をあて、この認定基準の緩和により、特定公益増進法人のメリットを最大限に引き出すというものである。</p> <p>したがって、今回の提案が「従来型の財政措置・税制上の措置にあたる」との指摘に該当すると言えないので、再度検討の上、回答願いたい。</p>
意見に対する回答	<p>御提案の「特定公益増進法人の認定基準の緩和」は、寄附金控除等の税制上の優遇措置を受ける寄附金の対象となる法人の範囲を拡大するものであり、税制上の措置にほかならないため、「構造改革特区推進のための基本方針(14年9月20日構造改革特区推進本部決定)」に鑑み、検討要請事項の対象とはなり得ない。</p>
担当省庁名	財務省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	700970
特例要望事項	C I Q業務の自治体等への移譲
意見提出者名	茨城県
意見の要点	<p>「事務の根幹は自治体等に移管し得ない」との回答であるが、そもそも本県は、事務の移管を求めているわけではない。権限は、国に残したまま、補助的な事務を行うことは可能ではないかという提案である。例えば、国の職員と県の職員が同じ場所で一緒に仕事を行うというイメージである。実際、通関業務のほとんどは、書面による審査であり、窓口的なものや補助的な事務は県で行うことも可能であると思われる。国が業務委託することができる事務もあるのではないかと考えている。また、職員に事務に精通した国のOB職員を再任用するなどの体制をとることも提案したい。</p>
意見に対する回答	<p>1. 税関業務については、 武器、覚せい剤等の社会悪物品等の密輸取締りを行い、我が国に輸出入される貨物を国境で管理すること(ボーダーコントロール)及び犯則調査並びに没収を行うことは、国家の基本的な責務であること、 適正かつ公平な関税等の賦課徴収及び通関手続の処理を図るため、輸出入貨物に対する審査・検査を行い、輸出入の「許可」を行うとともに、輸出入者に対する立入調査など、国民の権利に直接影響を及ぼす公権力の行使を行うものであること、 上記のような事務を厳正に執行するにあたり、職員は国家公務員法上の守秘義務により守られるべき輸出入者の商取引情報等を取り扱うこと、 から、その根幹については国が果たすべき業務であると考えている。</p> <p>2. 通関業務は単なる窓口における書類の受付等にとどまるものではなく、申告された貨物について適正な納税申告が行われているかどうか、社会悪物品等の輸出入をしてはならない物品に該当しないかどうか等の観点から、書類審査・貨物の検査を一体として行っているものであって、このような業務は上記で述べたようにまさに公権力の行使を行うものであるとともに、モノに関する高度の専門知識、密輸取締情報に基づくリスクマネジメント等の専門的知識・能力を要するものである。従って、このような税関業務の根幹をなす業務について、業務委託等を行うことはできない。</p>
担当省庁名	財務省

(様式) 第2次提案募集に係る検討要請回答への提案主体等からの意見に対する回答

管理コード	701040
特例要望事項	「スポットダウンゾーニング制度」の新設と連動した固定資産税及び相続税の評価額の引下げのための基準見直し
意見提出者名	京都市
意見の要点	歴史的都市再生地区(仮称)内において、一定期間保全することを約した歴史的建築物の敷地について、容積率の上限の引き下げ(これを「スポットダウンゾーニング」という。)を実施することにより、固定資産税・相続税の評価額を引き下げる。
意見に対する回答	<p>1 財産評価基本通達は、相続税法第22条の「時価」の解釈及び具体的な算定方法を示しているものであり、納税者に何らかの規制をかけるものではない。本件の場合、容積率は市町村が決定する都市計画において定められるものであり、その容積率の上限を引き下げる権限を有するのも市町村である。このようなことから、措置の分類をE(事実誤認)と判定したものである。</p> <p>2 なお、スポットダウンゾーニングを実施することにより土地の時価に影響があるのであれば、その影響を考慮して評価することとなる。具体的には、同通達5(評価方法の定めのない財産の評価)、20-5(容積率の異なる2以上の地域にわたる宅地の評価)等を基として評価することとなるが、面的な広がりがある場合には「路線価」の評定上で対応する場合も考えられる。</p> <p>(計算例) 正面路線価 600千円の土地(普通商業地区)について、容積率 400%が 200%に引き下げられた場合</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="text-align: center; margin-right: 20px;">  <p>容積率 400%</p> </div> <div style="margin-right: 20px;"> $\left[1 - \frac{200\% \times 500 \text{ m}^2}{400\% \times 500 \text{ m}^2} \right] \times 0.5 = 0.25$ </div> <div style="text-align: center;"> <p>0.5</p> <p>↓</p> <p>容積率が価格に及ぼす影響度</p> </div> </div> <p>・ 600千円 - (600千円 × 0.25) = <u>450千円</u> (1㎡当たりの価格)</p> <p>上記計算例は容積率の引下げが相当期間にわたることを前提としている。</p>
担当省庁名	国税庁